

2025 年 4 月 4 日

米国関税措置等に伴う相談窓口の設置について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、本日より、米国関税措置等により影響を受けた事業者を支援するため、相談窓口を設置するとともに支援融資の取り扱いを開始することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 相談窓口の設置について

設 置 日	2025 年 4 月 4 日（金）から
設 置 店	当行本支店 ※一部お受けできない店舗がございます。
相談受付時間	平日 9：00～15：00（銀行休業日除く）
相談受付内容	融資・資金繰りに関するご相談等

2. 支援融資について

（1）概要

ご融資の対象	米国関税措置等の影響を受けている事業者の皆さま
資 金 使 途	運転資金・設備資金
ご 融 資 金 額	5,000 万円以内
ご 融 資 期 間	5 年以内
ご 融 資 利 率	当行所定の金利

※ご融資には当行所定の審査がございます。

（2）取扱開始日

2025 年 4 月 4 日（金）

以 上



足利銀行



足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610
TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp